

令和4年8月23日

各幼稚園長
各小・中・高等学校長
広島中等教育学校長
広島特別支援学校長

様

学校教育部長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン
改定及び夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

令和4年7月26日付け健康教育課学校安全対策担当課長通知「濃厚接触者の待機期間の見直し等
について」（以下、「7月26日通知」という）でお知らせしたように、積極的疫学調査の実施対象
が同一世帯内や医療機関、高齢者施設等を対象に集中的に実施されたことなどを受け、文部科学省初
等中等教育局健康教育・食育課から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認
された場合の対応ガイドライン」の改定等について、別添事務連絡がありましたのでお知らせします。

本市としては、これまでも感染可能期間に登校があるかどうかなどから感染経路の関連性を踏まえて
学級閉鎖をしており、臨時休業措置に対する考え方に、基本的には変更ありません。

なお、本市の「新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の臨時休業措置」を別紙のとおり一
部改定しました。

現在、広島市内においては感染者数が急増しており、園・学校内での感染対策が不十分であれば拡
大するおそれがあります。特に下記の点に留意し、引き続き、夏季休業明けにおける感染症対策を徹
底した上で教育活動に取り組んでください。

記

- 1 登校時には、「健康観察表」などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。
- 2 発熱等の風邪の症状がある場合には、登校を控え、自宅で休養することを徹底すること。必要に
応じて医療機関への受診を勧め、検査等を行っている場合は、結果の確認をすること。また、同居
家族に発熱や咳等の未診断の風邪症状がみられる場合も登校させないようにすること。
- 3 教育活動に当たっては、3つの密（密閉・密接・密集）の回避や、マスクの適切な着用、手洗い
など基本的な感染予防対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マ
ニュアル～『学校の新しい生活様式』～2022.4.1 Ver.8（文部科学省）」に基づいた指導を徹底する
こと。
- 4 教職員が濃厚接触者となった場合は、上記7月26日通知及び令和4年8月22日教職員課事務
連絡のとおり、抗原定性検査キットを用いた検査により待機期間を短縮することができます。教育
委員会でも抗原定性検査キットを用意しておりますので、必要な場合は教職員課までご連絡くださ
い。

【担当】教職員課：大前主事（504-2511）
健康教育課：山根指導主事（504-2491）
指導第一課：大下主任指導主事（504-2486）
指導第二課：江島指導主事（504-2487）
佐々木指導主事（504-2704）
特別支援教育課：生駒指導主事（504-2494）
生徒指導課：吉田主任指導主事（504-2815）